

# 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会公益通報者保護に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

## 第2章 通報処理体制

### (窓口)

第2条 職員等からの通報を受け付ける窓口、および法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口として、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会総務係を窓口に指定する。

### (通報の方法)

第3条 通報窓口および相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

### (通報者および相談者)

第4条 通報窓口および相談窓口の利用者は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員（正規職員・会計年度任用職員・退職者）および本会の取引事業者の労働者とする。

### (調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は、事務局長が行う。

2 責任者は、調査する内容によって、関連する系のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

### (協力義務)

第6条 各係は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

### (是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

### (処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を課すことができる。

## 第3章 当事者の責務

### (文書の整理)

第9条 本会は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 本会は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化

することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

（個人情報の保護）

第10条 本会および本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って処分を課することができる。

（通知）

第11条 本会は、通報者に対して調査結果および是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている、または行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第12条 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

（相談または通報を受けた者の責務）

第13条 通報処理担当者に限らず、相談または通報を受けた者（通報者等の上司、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

#### 第4章 雑則

（所管）

第14条 本規程の所管は総務係とする。

（改廃等）

第15条 本規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。また、本規程の運用に際しては会長を責任者とする。

（委任）

第16条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。